

●香川県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年2月24日から同年3月17日まで一般の縦覧に供する。

令和3年2月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 三谷香川線（164号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市三谷町字雨山西1831番 1地先から	前	4.0~6.8	17	道路整備事業による交差点改良
高松市三谷町字雨山西1708番 1地先まで	後	4.0~9.8	17	

- 4 供用開始の期日 令和3年2月24日